

平成 28 年度 クマ類保護及び管理に関する検討会

議事概要

日時：平成 29 年 2 月 23 日（木） 13：30～16：30

場所：一般財団法人自然環境研究センター 7 階会議

室

■出席者

検討委員

大井 徹	石川県立大学 生物資源環境学部 教授
小池 伸介	東京農工大学大学院農学研究院 准教授
佐藤 喜和	酪農学園大学 農食環境学群環境共生学類 教授
野崎 英吉	石川県環境部自然環境課
羽澄 俊裕	鳥獣保護管理プランナー

事務局

東岡 礼治	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室	鳥獣保護管理企画官
山田 雅晃	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室	室長補佐
野川 裕史	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室	鳥獣専門官

黒崎 敏文	一般財団法人 自然環境研究センター
澤邊 佳彦	〃
小林 喬子	〃
梅村 佳寛	〃

■議事

- (1) 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編・平成 28 年度）案について
- (2) ガイドライン普及啓発用パンフレットについて
- (3) その他

■配布資料

出席者名簿

検討会設置要綱

資料 1 : 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン (クマ類編・平成 28 年度) (案)
について

資料 2 : 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン (クマ類編・平成 28 年度) (案)
に対する意見の募集 (パブリックコメント) ・学会への意見照会の実施結果

資料 3 : 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン (クマ類編・平成 28 年度) (案)

資料 4 : ガイドライン普及啓発用パンフレット

■ 議事概要

(1) 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン (クマ類編・平成 28 年度) 案
について

個体数水準・捕獲上限について

(環境省) 個体数水準が高い場合は、総個体数を保護・管理目標の指標として構わないとする。しかし、個体数水準の基準となる個体数については、地域により個体群における成獣比率は異なるため、現行のガイドラインの通り成獣の個体数を明記することとした。注釈として (※11)、各地域個体群のモニタリングにより成獣比率を算出し、総個体数を求めることを推奨している。

→ (野崎委員) 現在実施されている個体数推定方法では、成獣や亜成獣・幼獣を分けて算出できないため、基準と推定方法が合わない。

→ (環境省) 個体数水準の基準は絶滅確率をもとにしたものであるため、成獣の個体数が指標となり、モニタリングで算出するのは総個体数になる。絶滅確率の考え方から示された基準に対して、実際のモニタリングで算出された値をどのように合わせていくかが、成獣比率の話になると思う。絶滅確率の設定は考慮しつつ、各都道府県 (又は保護管理ユニット) における総個体数や捕獲上限数については、各自治体で設定していかざるを得ないのが現状だと思う (16 ページ 31~33 行目に記載)。

→ (野崎委員) また、個体数水準の基準は成獣個体数で示しているが、安定的な個体群においては総個体数から捕獲上限割合を算出することから、その間のギャップも問題となる。ただ、実際にどの程度のギャップになるかは、実施してみないと分からない。

→ (環境省) ガイドラインでは、複数年単位での総捕獲数管理を提案していること、また特定計画の改訂となる 5 年ごとに個体数のモニタリングを行うこととしているので、PDCA サイクルの中で評価・見直しをしていくことになる。

→ (大井委員) 成獣比率が算出できる調査を実施している都道府県は少ないと思うので、長野県の例に加えて、いくつか自治体等で示されている基準値があるのであれば、都道府県担当者の参考になるようガイドラインで示すと良い。

(羽澄委員) 表 II-2 では、成獣の個体数か総個体数であるか明確に分かるよう示すべきである。

→（事務局）修正する。

（小池委員）実際に捕獲された数や幼獣・成獣の内訳と、成獣個体数や総個体数から算出された捕獲上限数の関係が分かりにくい。

→（事務局）分かりやすいよう修文することに加え、図等で示すことを検討する。

（小池委員）捕獲上限数を決めても、実際に守っていない自治体もあることから、それらを評価する場が必要だろう。

→（環境省）来年度に次期特定計画となるため、レビューを行い各計画の評価していきたい。

（大井委員）個体数水準の指標として、『個体数と分布域のどちらかがあてはまる』とあるが、分布域を指標とするのであれば水準ごとに明確に区別できる記載にすべきである。指標としないのであれば、分布域の状態という書き方にの方が良い。特に、個体数水準2と3の違いが分かりにくい。

→（事務局）個体数と分布域どちらかを指標とするのではなく、個体数を指標とするが分布域の状況も考慮するという示し方とする。個体数水準2と3の記述については検討する。

普及啓発について

（野崎委員）普及啓発の項目を追加したのは良いと思う。住民にクマ類の生態や保護・管理について理解してもらうことは重要である。

（佐藤委員）市町村担当者や狩猟者団体等を対象として、特定計画やガイドラインの内容を普及啓発することと、一般市民を対象として、クマ類の正しい知識や対策を普及啓発することを分けて示した方が良いだろう。

→（事務局）普及啓発の対象を明確にして記載する。

計画の名称について

（環境省）パブリックコメントで、第一種保護計画と第二種管理計画の明確な判断基準を示した方が良いとの意見があったが、個体数水準に応じて計画を策定することと示していることから、原案のままとする。

→（羽澄委員）第一種保護計画と第二種管理計画の基準は法律で定められているが、クマ類はこれに当てはめにくい動物であり、状況に応じて柔軟な対応が必要となる。今後、法律の見直しが求められる。

生息環境管理について

（環境省）生息地の保護・整備（31ページ）について、実施すべき項目の例を追記した。

→（小池委員）『クマ類を保護する地域』での実施項目が箇条書きであることから、『人間活動を優先する地域』における実施項目も箇条書きで示した方が良い。また、27～29行

目の内容はどちらにも当てはまるので、文章の初めの方に移動した方が良い。

→（事務局）修正する。

体制整備について

（羽澄委員）33 ページの 1）で示されている『鳥獣保護管理員』は、農水省の特措法の実施隊とどのような棲み分けをイメージしているのか。

→（環境省）『鳥獣保護管理員』は一例であり、専門的な知識や技術をもち地域で鳥獣対策にあたる方を想定している。資料編で兵庫県や島根県の事例を示した通り、各自治体により名称等は異なる。

→（野崎委員）『鳥獣保護管理員』は狩猟や鳥獣保護区等の管理を行っているが、鳥獣対策を専門的に行っているわけではないため、現状と合わないと思う。

→（小池委員）2）捕獲技術者の方は『鳥獣保護管理員』の役割と合うかもしれない。

→（事務局）1）で示した鳥獣の保護・管理について十分な知識を有した専門職員が2）を兼任することが望ましい（資料編 P.95 で示した例）。実情と合っていないため『鳥獣保護管理員』の文言は削除し、『鳥獣の保護・管理について十分な知識を有した専門職員』とする。

ゾーニングについて

（環境省）ゾーンごとの捕獲対応について、パブリックコメントでは様々な意見があったが、原案のままとしている。『コア生息地』でも捕獲は基本的には行わない。

→（羽澄委員）伝統的なマタギ猟のような捕獲を実施している地域では抵抗があるかもしれない。伝統的な春グマ猟を有害鳥獣捕獲や個体数調整として実施している地域もある。このような場所はコア生息地だろう。自治体に意見を聞いた方が良いのではないか。

→（野崎委員）どの地域をコア生息地にするのか、またマタギによる捕獲を実施するのは、自治体の判断で良いと思う。

→（環境省）自治体に意見を聞き修文が必要か判断したい。

（羽澄委員）表 IV-6 で示している捕獲について、狩猟、有害鳥獣捕獲、個体数調整が分かるように記載すべきである。

→（事務局）修正する。

（野崎委員）47～48 ページの表 IV-4～6 のタイトルは（例）を削除し、「考え方」とすべきである。

→（事務局）修正する。

資料編について

(羽澄委員) 資料編に『問題個体数のモニタリング』とあるが、個体数についてか頻度についてか分かりにくい。

→ (事務局) 問題を起こす個体の数をモニタリングしている事例であることから、タイトルを『問題個体の数のモニタリング』とする。

その他

(羽澄委員) 『採餌資源』ではなく『食物資源』の方が良いだろう。

→ (事務局) 修正する。

(大井委員) 2 ページ 15 行目の『分布の最前線が拡大…』という表現はおかしいため、『分布の前線が前進…』等に修正すべきである。

→ (事務局) 修正する。

(羽澄委員) 7 ページ 10～12 行目、クマ類による被害の割合は 1 割程度であるにも関わらず、『…ニホンジカに次いで多い』という表現はおかしい。

→ (事務局) 『…1 割程度である。』で文章を終わらせる。

(野崎委員) 8 ページ 14 行目、『関東・甲信越以南』ではなく『以西』が正しいのではないか。

→ (事務局) 『東北と東北以外』とする。

(羽澄委員) 15 ページ等の関係部局は農林だけでなく農林水産とすべきである。

→ (事務局) 修正する。

(小池委員) 20 ページ表 II-2 の個体数水準 4 について、『軋轢が顕著に増加…』ではなく『軋轢が恒常的に発生…』の方が良い。

→ (事務局) 修正する。

(2) ガイドライン普及啓発用パンフレットについて

(事務局) デザイナーが編集段階であるため、細かい間違いについては今後修正する。

(大井委員) 3 ページ 4～5 行目、「広域的な保護・管理方針に…」は PDCA サイクルとは直接関係ないので、前ページに移動すべきである。また、裏表紙のモニタリングの必要性の項はゾーニングの記述になっているので修正すべきである。

→ (事務局) 修正する。

(大井委員) 表紙の学名はイタリックに変更する必要がある。また、ツキノワグマの写真は特殊な状況のものなので、読み手に誤ったイメージを持たれる可能性があることから変更を検討した方が良い。

→ (事務局) 写真の変更については検討する。

(羽澄委員) HP には掲載されるのか。

→（環境省）掲載する。

（3）その他

（環境省）次年度は、次期特定計画のレビューをし、それに基づいた議論を行いたいと思っている。また、クマ類の人身事故や市街地出没に対する適切な対応についての普及も課題と感じている。

（大井委員）ガイドラインは全国的なクマ類の現状に合ったものになっていると思うが、一方で四国のツキノワグマ個体群は超危機的な状況であり、絶滅する恐れが高い。国としてさらに積極的な施策の実施をお願いしたい。また、来年度以降の検討課題として欲しい。

→（環境省）四国のツキノワグマについては、1月に広域協議会が立ち上り、広域保護指針を作成する方向で議論が進められている。中国四国地方環境事務所が中心となって進めているので引き続き支援をしていきたい。